

大学生協学生福祉基金設立趣意書

いま、全国には181の大学生協があり、約95万人の学生組合員が勉学研究やサークル活動にはげみ、また、ともに生協の組合員として生活文化の向上や助け合いの輪に加わっております。しかし、そのなかには不幸にして扶養者の死亡や重い疾病・障害などによって、経済的困難に直面し、勉学の時間を犠牲にしてもアルバイトに専念せざるを得なかったり、最悪の場合は休学あるいは退学するなど学業を継続することが困難な状況にある学生も少なくありません。

わたしたち大学生協は、せっかく夢や希望をもって大学に入りながら、そのような家庭の不幸のために、学業に支障をきたしたり、あるいは断念したりすることのないように、奨学金制度や授業料免除制度など、教育の機会均等のための施策充実を願うものです。同時に学生どうしが助け合って、このような学生に対し、一人でも多く援助の手をさしのべることができれば学生生活はさらに有意義になると考えます。

病気やけが、あるいは万が一の災害のときに、学生どうしが助け合っていこうという大学生協の学生総合共済が誕生してから10年がたちました。このおたがいに助け合い思いやる心を基礎にした共済は1981年、故福武直会長理事の提唱とリーダーシップのもとに、多くの試練を乗り越えて発足し、学生自身はもちろん、父母や大学のかたがたの共感と理解を得ながら大学の中に広がり、しっかりと根をおろし、いまや50数万人の学生が助け合いの輪に加わるにいたっています。この助け合い制度のなかには、不幸にして扶養者が不慮の事故で亡くなられた場合の学業費用保障制度もあり、きびしい生活条件のなかで勉学をつづけるための大きな支えとなっています。しかし、さまざまな制約から扶養者の事故死亡以外の場合は残念ながらこの保障を適用することができません。扶養者の病気死亡や長期療養などでとくに経済的な困難な状況にある学生に対して、全国の大学生協の力を合わせて援助できないかという声が多く組合員からあがってきました。

わたしたち大学生協はこうした声を実現するために、援助の基本的な考えかたや内容と方法、財源などについて論議を重ねてまいりました。そして、経済的理由により修学困難な学生を援助することを目的とする「勉学援助制度」を大学生協自身の手で創設することを決意しました。この制度の実施にあたっては、基金を創設し、今日における大学生協の社会的役割をふまえつつ、学生のための福祉活動にはば広くとりくむことを展望していきます。

大学生協は戦後40数年、大学生協連のもとに協同・連帯して組合員のための事業を行い、その成果はさまざまなかたちで蓄積されております。その一つである大学生協連事業連帯積立金の一部を基金の財源にあて、勉学援助を中心に、今後いっそう重要になってくる学生に対する福祉活動の充実に寄与するとともに、共済活動などを通してつちかわれてきた、「学生どうしの助け合いの心」をいっそうはぐくんでいきたいと考えます。

組合員と大学生協の協同を基礎にしたこの基金を、組合員、会員生協はもちろん、大学生協の運動と事業にたいして理解とご協力をいただいている各界のみなさんのご支援も得ながら、大きく育て、学生生活に対する新しい貢献をしていきたいと思ひます。

勉学援助制度（要旨）

1. 勉学援助制度の目的

在学中に扶養者（主たる家計支持者）が死亡したことにより、経済的に学業継続がいちじるしく困難になった組合員に対し、経済的援助を行い、学業の継続を支援することを目的とする。

2. 勉学援助制度の基本的な考え方

以下の4点をこの制度の基本的な考え方とする。

- ① 扶養者の死亡等によって学業の継続が経済的に困難になった学生組合員が、学業を継続できるための緊急の援助であること。
- ② 勉学援助制度は、奨学金制度など社会的な制度の活用と本人の自助努力を前提に、学業継続の経済的基礎を支えるために最低限必要なものを補助するものであること。
- ③ 相互扶助の理念がたがねかれるとともに、前項の学生の協力の力で、本当に援助を必要としている学生組合員が援助されること。
- ④ 大学生協の連帯をもとにした財政の中で安定して永続的にすすめられる事業であること。

3. 勉学援助をおこなうための実施主体と財源

勉学援助を行うために大学生協学生福祉基金（以下「基金」という）を設立する。

基金の事業のための基本財産は大学生協連の事業連帯積立金から拠出する。

基本財産から得られる利子収入をもって勉学援助金に充てる。

4. 勉学援助給付事業の実施

勉学援助を行うために、別に「勉学援助金給付規定」を定める。

勉学援助の対象者、応募資格、応募方法、審査方法、援助金額などをこれに基づいて定める。